

# 補正予算のポイント

令和4年9月  
高松市財政課



# 9月補正（専決処分）の規模

※以下、四捨五入の関係上、各表間の計数、増減率が合わない場合がある。

一般会計補正額（専決処分）は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費及び新型コロナウイルス感染症予防接種事業費の補正により、約40億円の増額補正

(百万円・%)

区分		補正前	補正額	補正後	当初予算比
一般会計 (A)		170,838	4,042	174,880	106.8
特別会計 (B)		113,266		113,266	100.0
企業会計 (C)	病院事業	11,811		11,811	100.2
	下水道事業	19,981		19,981	100.0
全会計 (A+B+C)		315,896	4,042	319,938	103.6

# 9月補正（専決処分）の内容

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費  
 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事務費  
 【健康福祉総務課】

補正額	財源
2,712,412千円	国 2,712,412千円

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、1世帯当たり5万円を給付します。

## 対象世帯

- ① 基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ② 予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

新型コロナウイルス感染症予防接種事業費  
 【保健予防課】

補正額	財源
1,329,215千円	国 1,329,215千円

オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種開始に伴い、事業期間が延長されることから、接種体制を確保するための経費を補正します。

